

伊丹市労政情報

《編集・発行》 伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課 Tel:072-784-8051

兵庫県特定(産業別)最低賃金が、令和7年12月1日に改正されました。

最低賃金は、雇う上でも働く上でも最低限のルールです。

使用者の方も労働者の方も、必ず確認しましょう。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引き上げ額
塗装製造業	1,158円	+59円
鉄鋼業	1,180円	+64円
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業	1,150円	+63円
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電子機械器具製造業、 情報通信機械器具製造業	1,117円	+64円
輸送用機械器具製造業	1,188円	+62円
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量用機械器具製造業	1,117円	+64円

地域別最低賃金	時間額	引き上げ額
兵庫県最低賃金	1,116円	+64円

(注:「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」については、令和7年10月4日から兵庫県最低賃金が適用されています)

最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

【お問い合わせ】 伊丹労働基準監督署
072-772-6224

厚生労働省掲載
サイトはこちら



令和8年7月から 障害者の法定雇用率が引き上げられます

障害に関係なく、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現に向け、すべての事業主には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

障害者の法定雇用率は現在段階的に引き上げとなり、令和8年7月からは以下のとおりとなります。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5% ➡	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上 ➡	37.5人以上

また、対象事業主には以下の義務があります。

- ▶ 障害者雇用状況をハローワークへ報告すること(毎年6月1日時点)
- ▶ 障害者雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

除外率の引き下げ、障害者の算定方法変更、障害者雇用のための事業主支援強化等についての詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。



■伊丹市障害者雇用奨励金制度のご案内■

伊丹市には、障がい者の長期雇用の促進を図るべく、ハローワーク等を通して市内在住の障がい者を雇用した市内事業所に対して、独自の奨励金を交付する制度があります。

【支給対象者】

- ① 市内に居住する障がい者をハローワーク等の紹介により雇用し、かつ市内に事業所を有していること
- ② 国の特定求職者雇用開発助成金のうち、障がい者を対象とした制度を申請し、受給していること
- ③ 奨励金の支給終了後も、引き続き相当期間常用労働者として雇用すること
- ④ 支給対象者の就労状況・賃金支払状況を明らかにする書類を整備している事業主

【支給額】

ひとりあたり、1万円/月×6ヶ月＝6万円(1期分)
2期まで申請可能(重度障害者の場合は3期まで申請可能)



人手不足でお悩みの事業者さまへ

地元企業が留学生等の高度外国人材を積極的に活用する機会を提供するとともに、多くの留学生等に地元企業を知ってもらい、就職に繋げる場として、兵庫県と神戸市の共催による「留学生向け合同企業説明会」が開催されます。

昨年度は、48ヶ国・地域から1,700名を超える参加がありました。
応募締切は4月17日となっております。興味のある方はぜひ出展をご検討ください。

令和8年度 留学生向け合同企業説明会

日時 : 2026年6月17日 10:30～16:00

場所 : 神戸サンボホール(神戸市中央区浜辺通5-1-32)

応募要件 : 兵庫県内に本社もしくは事業所を置いており、留学生の採用を予定または検討していること

応募締切 : 2026年4月17日(金曜)

出展料 : 18,000円

主催 : 兵庫県・神戸市



伊丹市役所 ～自立相談課からのお知らせ～

伊丹市内の企業で、人手不足にお悩みのみなさま
伊丹市役所に求人相談をしてみませんか？

伊丹市くらし・相談サポートセンターでは、就労支援事業を実施しており、事業者と求職者それぞれの希望をお伺いしたうえで、自立相談課を介したマッチング支援をおこなっています。



面接の調整・就職後の支援等のお手伝いも実施いたします。

また、伊丹市役所で支援を受けている求職者を雇用した場合、国が実施する助成金の受給対象となる可能性があります。

詳細はこちらをご確認ください。



お問い合わせ先 伊丹市役所自立相談課

TEL072-780-4344

給付金の詳しい内容はこちら
(厚生労働省ホームページ) 伊丹市役所自立相談課
ホームページはこちら

ドメスティック・バイオレンス(DV)に ひとりで悩んでいませんか？

DVとは、配偶者や恋人・パートナーなど、親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力のことです。DVは人権侵害であり、決して許されるものではありません。

「配偶者暴力防止法」について

配偶者間の暴力の被害者を保護・支援するための法律です。

- ▶「殴る」「蹴る」などの身体暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も該当します。
- ▶事実婚、別居中の配偶者からの暴力にも適用されます。
- ▶国籍や在留資格を問わず、外国人被害者にも適用されます。

●DVのさまざまな形

身体的暴力

○殴る / ○蹴る / ○物を投げつける / ○身体を傷つける可能性のあるものでなぐる / ○刃物などの凶器を身体につきつける / ○髪の毛をひっぱる・髪をもって引きずり回す / ○首を絞める / ○タバコの火を押し付ける

性的暴力

○望まない性行為の強要 / ○避妊に協力しない / ○中絶を強要する

精神的暴力

○汚くののしる / ○無視する / ○殴るそぶりや物を投げつけるふりをして、脅かす / ○人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする。 / ○大切なものを壊したり、捨てたりする

経済的暴力

○借金をさせる / ○生活費を渡さない / ○お金の用途を細かくチェックする / ○外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせる

社会的暴力

○外出を制限する / ○電話やLINE、メールを細かくチェックする / ○実家や友人との付き合いを制限、厳しく監視する

子どもを利用した暴力

○「子どもに危害を加える」「子どもは渡さない」と言って脅す / ○子どもの前で「暴力をふるう」「バカだ」「親の資格はない」などと非難・罵倒する

強要・脅迫・威嚇

○「別れる」「出ていけ」「死んでやる」「殺す」などと脅す / ○壁や家具などを壊す / ○物を投げつける / ○刃物をちらつかせる

性的役割の固定的考え

○「家事は女の仕事」と召使のように扱う / ○「誰のおかげで食べていけるんだ」「稼ぎが少ない」などと言う。

暴力を否認・過小評価・責任転嫁

○相手に落ち度があるようにいう

DVに関する相談機関があります。
ひとりで悩まずに、まずは相談を！

伊丹市DV相談室
TEL:072-780-4327
平日 / 9:00~17:30

性被害・DVなどの
その他相談先はこちら
(伊丹市ホームページ)

記事に関する問い合わせ先

伊丹市男女共同参画課
TEL:072-784-8146

